

## 決算審査特別委員会記録 第1号

招 集 場 所	本 部 町 議 会 議 場					
開 会	平成26年 9 月 30 日 午前10時00分					
閉 会	平成26年 9 月 30 日 午後 2 時 47 分					
出席及び欠席委員	役 職 名	氏 名	出席 の別	役 職 名	氏 名	出席 の別
出 席 12 名	委 員 長	西 平 一	出	委 員	仲宗根 宗 弘	出
	副委員長	松 川 秀 清	〃	〃	仲 間 厚 洋	〃
欠 席 2 名	委 員	具志堅 勉	〃	〃	崎 原 昇	欠
欠 員 0 名	〃	座間味 栄 純	欠	〃	大 城 正 和	出
	〃	宮 城 達 彦	出	〃	石 川 博 己	〃
凡 例	〃	知 念 重 吉	〃	〃	喜 納 政 樹	〃
出 / 出 席	〃	崎 浜 秀 進	〃	議 長	島 袋 吉 徳	〃
欠 / 欠 席						
当 局 の 出 席 者	町 長	高 良 文 雄		副 町 長	平 良 武 康	
	教 育 長	仲宗根 清 二		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	新 里 一 成	
	総 務 課 長	上 原 新 吾		企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫	
	住 民 課 長	上 間 辰 巳		町 税 対 策 課 長	松 本 一 也	
	福 祉 課 長	崎 原 誠		保 険 予 防 課 長	仲 榮 眞 修	
	建 設 課 長	屋 富 祖 良 美		産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二	
	公 営 企 業 課 長	宮 城 忠		教 育 委 員 会 会 長 兼 事 務 局 長	仲 宗 根 章	
				商 工 観 光 課 長	宮 城 健	
職務のために出席 した者の職・氏名	事 務 局 長	上 原 正 史		主 事	仲 宗 根 農	
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 決算審査特別委員会

議 事 日 程 （ 1 日 目 ）      平成26年 9 月 30 日（火）      午前10時 開会

日程番号	議 案 番 号	件 名
1		決算審査特別委員会委員長・副委員長の互選
2	議案第38号	平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明・審議・採決)
3	議案第39号	平成25年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第40号	平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明・審議・採決)
5	議案第41号	平成25年度本部町水道事業会計決算認定について (議案説明・審議・採決)
6	議案第37号	平成25年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (議案説明・審議・採決)

○ **臨時委員長 崎浜秀進** これから本日の決算審査特別委員会を開きます。

開 会（午前10時00分）

決算審査特別委員会設置後、初めての委員会であります。本部町議会委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員の崎浜秀進が臨時委員長の職務を行います。各委員のご協力をお願いします。決算審査特別委員会委員長を私が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

決算審査特別委員会の委員長に総務文教常任委員長の西平 一委員を指名します。ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員長に西平 一委員が選任されました。

これで臨時委員長の職務を終了しました。ご協力大変ありがとうございました。

○ **委員長 西平 一** おはようございます。ただいま委員長に選任されました西平です。よろしくお願ひいたします。

ただいまから本委員会の副委員長の互選を行います。委員長で指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会副委員長の松川秀清委員を副委員長に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本特別委員会の副委員長に松川秀清委員が選任されました。

これから決算審査特別委員会の日程について、お諮りします。

本日から10月1日までの2日の日程とし、9月30日は議案第38号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第39号、議案第40号の各特別会計及び議案第41号 平成25年度本部町水道事業会計決算認定について採決、その後、議案第37号 平成25年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についての審議までを行いたいと思います。

10月1日は引き続き、議案第37号 平成25年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についての採決まで行う予定にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、以上のように本特別委員会は本日から10月1日までの2日間の日程に決定します。本特別委員会は、お手元に配付されています決算審査特別委員会の申し合わせ事項に従って進めてまいりますので、申し合わせ事項のご確認をお願いいたします。

それから平成25年度決算額不用額一覧100万円以上のペラ1枚、ご参照までによろしくお願ひ

いたします。

本日の日程は、お手元に配付してありますとおりでございます。

日程第2．議案第38号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮真 修** おはようございます。議案の説明の前に、議案の概要説明につきましては、黄色い冊子の決算書及び白い冊子の決算説明書、この2冊でもって概要説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ではまず黄色い冊子、決算書のほうからご説明いたします。歳入歳出決算書225ページをお開きください。次の緑の表紙、決算書をめくっていただいて、では議案第38号をご説明いたします。議案第38号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。平成26年9月26日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

決算収支を申し上げます。262ページをお開きください。決算収支に関する調書、1．歳入総額22億8,911万7,195円。2．歳出総額21億6,422万6,258円。3．歳入歳出差引額1億2,489万937円。4．翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

○ **委員長 西平 一** 休憩いたします。 休 憩（午前10時08分）  
再開いたします。 再 開（午前10時09分）

委員長の不手際がございまして、その前に日程に入る前に、会計の総括説明を忘れておりました。申しわけございません。まず会計管理者兼会計課長のほうから総括説明を求めます。よろしく申し上げます。会計管理者兼会計課長。

○ **会計管理者兼会計課長 新里一成** おはようございます。何分初めてなものですから聞き苦しいところがあると思いますが、よろしく申し上げます。それでは説明したいと思います。決算説明書の1ページをお開きください。水道事業会計を除く4会計について、平成25年度歳入歳出決算の総括を説明いたします。白い冊子でございます。1ページをお願いいたします。一番上の枠内でございます。左のほうから読み上げていきます。一般会計、歳入83億1,757万6,614円、歳出78億9,524万3,968円。差引額4億2,233万2,646円。翌年度へ繰り越すべき財源8,703万6,000円。決算剰余金3億3,529万6,646円となっております。

次に下の欄、国民健康保険特別会計、歳入22億8,911万7,195円。歳出21億6,422万6,258円。差引額1億2,489万937円。翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。決算剰余金1億2,489万937円となっております。

次に下の欄、後期高齢者医療特別会計、歳入1億922万152円。歳出1億856万2,283円。差引額65万7,869円。翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。決算剰余金65万7,869円となっております。

次に下の欄、公共下水道特別会計、歳入4億6,551万8,012円。歳出4億3,016万970円。差引額3,537万7,042円。翌年度へ繰り越すべき財源2,511万8,000円。決算剰余金1,023万9,042円となっ

ております。4会計の合計額が、歳入111億8,143万1,973円、歳出105万9,819万3,479円、差引額5億8,323万8,494円、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,215万4,000円、決算剰余金4億7,108万4,494円となっております。今決算に関しましては4会計とも黒字でございます。ただいまの表の下の方に、平成24年度決算概要と対前年度比を掲載しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○ **委員長 西平 一** 大変申しわけございませんでした。

それでは再度改めまして、日程第2. 議案第38号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮真 修** それでは議案第38号のご説明に入らせていただきたいと思っております。まず黄色い冊子、歳入歳出決算書の225ページの決算書の表紙をめくっていただきたいと思っております。議案第38号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。平成26年9月26日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

決算収支を申し上げます。262ページをお開きください。決算収支に関する調書、1. 歳入総額22億8,911万7,195円。2. 歳出総額21億6,422万6,258円。3. 歳入歳出差引額1億2,489万937円。4. 翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。5. 実質収支額1億2,489万937円となっております。

次に決算の概要につきまして、白い冊子の歳入歳出決算説明書のほうでもってご説明いたします。161ページをお開きください。1の国民健康保険特別会計決算につきまして、単位につきましては、千円単位でご説明いたします。1) 平成25年度の決算収支の状況でございますけれども、①予算現額といたしまして、22億7,068万8,000円となっております。②から④にかけましては先ほど申し上げたとおりでございます。概要について、中ほどの文書を申し上げたいと思っております。平成25年度における決算状況は、実質収支が1億2,489万1,000円の黒字となり、単年度収支及び実質単年度収支も黒字となりました。主な要因といたしまして、単年度収支は、実質収支が対前年度2,322万1,000円の増によるものでございまして、実質単年度収支も単年度収支が黒字によるものでございます。また平成24年度からの1億円余りの繰越金も黒字の増額につながっております。下の表からごらんのとおり、平成23年度から実質収支が黒字でございますけれども、基準外繰り入れ等に依存している状況ではございます。

続きまして、162ページをお開きください。歳入の概要についてご説明いたします。歳入総額は、22億8,911万7,000円で前年度に比べまして5,157万8,000円の減となりました。その要因といたしまして、一般被保険者に係る保険給付費の減に伴う4款の国庫支出金の2,828万4,000円の減、退職被保険者等に係る保険給付費の減に伴う5款の療養給付費交付金の1,581万7,000円の減及び前年度の高額な医療に対して交付される9款の共同事業交付金の3,035万7,000円の減などがございました。また11款の繰入金4,365万3,000円の減などもございまして、総額で減少に転じた歳

入の状況となりました。

続きまして、下の163ページ、歳出の概要についてご説明いたします。歳入総額は21億6,422万6,000円で前年度に比べまして7,479万9,000円の減となりました。その要因は、2款の保険給付費の1億1,777万7,000円の減が大きかったことによります。前年度より増加が大きかった費目といたしまして、3款の後期高齢者支援金の1,145万9,000円の増、4款の介護納付金の958万2,000円の増及び7款の共同事業拠出金の1,933万7,000円の増などがございましたけれども、総額では減少に転じた歳出の状況となりました。

最後に164ページをお開きください。国民健康保険税の徴収状況について申し上げます。国保税の徴収状況といたしまして、平成25年度の全体の徴収率でございますけれども、国民健康保険税の1行目、平成25年度、徴収率83.72%、前年度が80.39%になっておりまして、3.33ポイントの増額となっております。国保税の徴収率の主要となる一般被保険者現年度分につきましては、6段目をごらんください。一般被保険者現年度分の計ですけれども、平成25年度94.64%、平成24年度が94.78%で、0.14ポイントの減となりましたけれども、徴収額につきましては35万8,000円余りの増額となっております。ちなみに速報値でありますけれども、全体の徴収率が県下で8位、一般被保険者現年度分といたしましては、県下で15位となっております。以上で決算の概要説明を終わります。

○ 委員長 西平 一 これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（午前10時23分）

再開いたします。

再開（午前10時24分）

質疑ありませんか。石川博己委員。

○ 委員 石川博己 今、決算書類を見ている中で、最初に褒め言葉からいきましようか、徴収率がこれだけよくなったというのは、本当は長いこと国保会計を見てきた、大変喜ばしいことであり、職員の努力のたまものであるであろうということで、高く評価をいたします。今後もこのように徴収率アップに全力を尽くしていただきたい。94.7%というのは本当にすごい数字だという気はいたしております。それでもまた努力できるところはやっていただきたい。その点は非常にいいんですけれども、説明資料の中で平成24年からの1億円余りの繰越金も入れて黒字の額がこれだけ大きくなっていると。単年度収支でも黒字だということですので、それは大変いいことなんです。ただ、この1億円も基準外繰り入れをしている中で、この1億円は一般会計からだと思うんですけれども、その扱いについて、このような状況の中でいいのかどうか、この1億円があれば一般会計の中で、3億円余りの実質収支額を出しておりますけれども、4億円という多額の金になるんです。そういうものをお互いどのような取り扱いをすればいいのかということになるので、財政当局とも含めて、これはこの扱いはしっかり処理をすべきだろうと思うんです。ただ1億円繰り入れをする、繰り越しから1億円ある、前年度繰り越しですね。そういう扱いというものは、こういう決算の中で出てきますので、それは当局も含めてしっかりと調整すべきではないかというのがございます。

それから説明資料の163ページの保険給付費の1億1,777万7,000円の減、この数字というのは喜んでいいのかどうかという部分があるんですけども、非常にいい傾向だろうと思うんです。これは何か減になった説明というものをしっかりやっていただきたいということです。

もう1点、不納欠損があります。これは説明資料ではなくて、決算書の233ページ、不納欠損額の557万7,426円、これは何年度のもので、お互い不納欠損の制度を取り入れてから、そのときにも議会から強く指摘をしたのは、新たな不納欠損は出さないということでの行政に対する強い要望の中で不納欠損を認めてきた経緯がございます。その点の理由の説明を願いたい。この3点です。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 1点目の基準外繰り入れの処理等につきましては、石川委員からのご指摘のとおり、確かに国保財政健全化計画に基づいて、平成25年度も1億円の基準外繰り入れをさせていただきましたけれども、第2次国保健健全化計画につきましては、平成25年度から平成29年度までの計画になっておりますけれども、平成26年度につきましては、9月補正等で若干の保険給付費の医療費が前年度よりも1割程度伸びているという現状も加味しながら、適正に保険給付費の伸び、あるいは原因も含めて、補足した後に平成26年度以降につきましては、計画の上限額ではなくて、各年度ごとの今、申し上げた医療費等の伸び等を勘案しながら処理、基準外についてはお願いしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目の保険給付費の減の主な要因につきましては、主に2点ほど減の要因がございまして、1点目が一般被保険者療養給付費という、一般の保険者の療養給付費が約7,450万円余りの減がございました。同じく一般被保険者の高額療養費のほうも2,543万円の減等がございまして、この一般被保険者に係る保険給付費の減が平成25年度よりも約1億円余り減があったことが主な要因となっております。

次に3点目の不納欠損の理由でございまして、平成25年度に不納欠損した557万4,000円余りですけれども、内訳を申し上げますと、平成15年度から平成21年度まで、要は平成25年度ですから、本来ならば平成20年度から平成24年度の5年時効が、違いますね、平成21年度以前の不納欠損、5年以上ですから。ちょっと休憩をお願いします。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。

休 憩（午前10時36分）

再開いたします。

再 開（午前10時36分）

保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 平成21年度以前の時効等にかかる不納欠損を処理しております、過去5年間、10年以上のものを各5年間不納欠損処理をさせていただきました、平成25年度につきましては、平成15年度が1件、平成16年度も1件、平成17年度が2件、平成19年度が6件、平成20年度が54件、平成21年度が2件と、計66件ございまして、時効の5年以上のものを処理してまいりました。その内容が557万4,000円になっております。

○ 委員長 西平 一 石川博己委員。

○ 委員 石川博己 保険給付費の1億円の減というのは、内訳を知りたいわけではないんです。原因を知りたいんです。どういうことをやったからこれだけ減ったのかということです。高額医療費と一般被保険者医療費の減、これはもうわかっていることなんです。問題は皆さん方がどういう作業、作業といったらおかしいんですけれども、町民に対してのアピールの問題とか、そういうものを含めて、いろんな方策を講じてきて1億円も減ったということが理由であるはずなんです。ただ、これは自然にそうなったんですか、それでは何もしなくても。みんなが病院に行かなかったとか、そういうものではないはずなんです。やはり行政は行政としてしっかりやるべきものをやったから、この結果が出たと。そういうものを評価したいんです、私たちも。そうすればおのずから町民に対してもピーアールができるし、そういうものを今問うているところでありますので、その点よろしくお願いします。それから不納欠損について、この年度ごとのどうのこうではないんです。基本的な部分で、不納欠損はやるべきではないというのが普通です、当然の如く。不納欠損というものはないほうが一番いいんです。それが出てきた。当初不納欠損なんて1期もやらないで、ずっとため込んで、膨大な金額を抱えていた時期があります。不納欠損するということは、逃げ得と一緒にですから、町民に対して大変不公平なんです。それを出さない努力を絶対やるべきだという中で進めてきた不納欠損の処理の仕方なんですけれども、今、説明の中であったのは平成21年度からの説明がありましたけれども、それ以前のものもまだ残っているんですか、それでは不納欠損、収入未済で。今500万円出ていますよね、今処理している中で。それ以外にもまだあるんですか。だから議会から私たちが論議をしている中で、国保制度の改革をやるべきだというときに、今年度で全部不納欠損にして、それから今後どんなことがあっても不納欠損を出さないという決意があるならやりなさいと言ったこともあるんです。5年時効にかかるものを含めてです。猶予期間を5年間置いて、その後は出しませんと。本当にできるのかと。それぐらゐの決意がなければ大変なんです、町民に対して。町民からも聞こえるんです。国保はハラワラソティ、ハチナイサーと。こういうふうになるよということになるから、ずっと監査をやっている大城議員のほうは国保に関して、この徴収率に関しても大分厳しくやってきたはずなんです。これは公平性を考えているときには必要なものですから、その点説明を願いたいと思います。2点です。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮真 修 石川委員へお答えします。

まず1点目の保険給付費の減の要因、通じての原因ではなくて、予防的な観点からの活動、予防事業的な観点からの事業を保険予防課として力を入れた結果だと考えております。ご存じのように平成20年度から特定健診が始まりまして、本町は毎年のように特定健診につきましては、毎年伸びておりまして、特定保健指導につきましては約70%余りということで、県でも3番目に指導率が高く指導をしているということもありまして、早期発見、早期予防につながって、疾病の重症化を若干ではありますけれども、減らせたのかということがこの保険給付費の減になっていると思います。さらにもう1点、被保険者の加入者数も平成24年度と平成25年度を比べますと、約



70名程度、年度末ですけれども、減になっておりまして、先ほどの予防事業と合わせて、大きな要因ではないかと考えております。

2点目の不納欠損でありますけれども、5年時効でもって不納欠損という法律的な手続がございまして、それ以外に滞納処分等も含めると時効が中断するわけでありまして、そういった形で5年以上に残っている年度といたしまして、平成25年度末で約20件ほどございまして、120万ぐらい、平成20年度以前のものが残っていますけれども、それにつきましても平成19年度、平成20年度という形で、滞納処分によって5年時効が若干中断している件数となりますので、平成25年度末につきましても、翌年度に歳入未済として繰り越した額につきましても、5年以内の滞納繰越分がほぼ大半を占めている状況でございます。以上です。

○ 委員長 西平 一 石川博己委員。

○ 委員 石川博己 いいことはちゃんと説明したほうがいいんです。議員もわかりやすいし。ですから予防課のほうでしっかりと住民、町民に対してピーアールをしていく中で、自分らの健康は自分らでつくろうという中での減だと理解しているんです。みんなが前みたいに二、三件もかけ持ちをして病院を回るとか、そういうものではなくて、ちゃんとした理由というものを皆さん方の指導の中でやってきた結果だろうと。そういうものがしっかりと表に出てきたら課長も褒められるんですよ、職員も褒められるんですよ、頑張っているねと。私たちも認めます。そういうものをしっかりと説明の中でやっていただきたい。今後ともこのように給付費が減るような方法を、これによしとするのではなくて、これからも続けていって、なお減る。町民がみんな健康であるように進めていくのが皆さん方の仕事だろうと思いますので、この点頑張ってください。それから不納欠損の件につきましても、その減の中で最初の説明の中で、高額療養費の減も説明の中にあり、2,500万円とか、細かい数字は別として、これは大体件数としてどのぐらい減っているんですか、前年度比。それと時効の停止というんですか、事実的にそういう方策があるんですから、そういうものはちゃんと手続を踏みながら、そして逃げ得は許しませんという態度をしっかりとつくっていただきたい。これは町民の声としてあるんです。ワッターがチャッサガラ滞納しようが、たくさん滞納していたけれども、もうなくなっていると。これをほかの人が聞いたら、これはとんでもない話になりますので、その点だけは十分注意をしていただきたいということです。

○ 委員長 西平 一 保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲榮眞 修 13番 石川委員にお答えいたします。

まず高額医療費の対前年度との件数の増減でございますけれども、対前年度と比較しまして件数が約180件減っております。180件で、これは退職者も含めますけれども、訂正します。訂正させていただきます。先ほど2,500万円、一般被保険者の高額医療費の件数の比較でございますけれども、164件、金額として先ほど申し上げました2,543万円の減という形になっております。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。

休 憩（午前10時48分）

再開いたします。

再 開（午前10時51分）

石川博己委員。

○ **委員 石川博己** 休憩中にも申しあげましたけれども、計画にのっとった予算編成というの  
もいいかもしれませんが、やはり実態に合った、要するに実質的に行っている現場との調  
整というものはやるべきだろうと。そして課のほうでも毎年1億円入れてきて、ましてや繰り越  
しが1億円ある中で、1億円の繰り越しを出すというものはいかなものかというのがあります  
ので、これは財政当局とも調整をしながら、計画の途中の見直しということになるんです、予算。  
よくなっていけば当然そうなるんです。悪くなれば悪くなったのを見直ししなければいけない。  
そういうものを含めて、全課でこういうものは認識を高めながらこの事業というものは進めてい  
ただきたいと思いますので、その点、両課長のほうで…、まあ総務課長で結構です。

○ **委員長 西平 一** 総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 石川委員に説明します。

今おっしゃっているとおり、計画は計画としてございます。そのようにやっていけば何とか国  
保会計の運営ができるだろうと。現在、平成25年度1億2,000万円黒字が出ているわけです。そ  
の中には2,000万円弱、多くもらいすぎている金額があるんですが、それを差し引いてもとんと  
ん、ちょっと黒字かというところもございますので、予算の運営上としては、その年度、年度の  
医療費の動向も確認しながら、この計画に必ず計画どおりという予算措置ではなくて、実質の医  
療費の動向を確認しながら運営をしていかなければ、予算措置とかもやっていかなければいけな  
いものだとは考えております。

○ **委員長 西平 一** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、お  
諮りします。

本案は、認定すべきものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳  
出決算認定については、認定すべきものと決定します。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時54分)

再開いたします。

再 開 (午前11時05分)

日程第3. 議案第39号 平成25年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議  
題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 宮城 忠** 議案第39号についてご説明いたします。

黄色い冊子の決算書をお願いします。263ページの次の水色の部分から平成25年度公共下水道  
特別会計歳入歳出決算書となっております。次のページをお願いします。議案第39号 平成25年

度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。平成26年9月26日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

内容については白い冊子の歳入歳出決算説明書でご説明いたします。白い冊子の206ページをお開きください。1 公共下水道特別会計について。1) 平成25年度の決算収支の状況(総括)。  
①予算現額5億3,514万円。②歳入総額4億6,551万8,012円。③歳出総額4億3,016万970円。④歳入歳出差引額3,535万7,042円。⑤翌年度に繰り越すべき財源2,511万8,000円。⑥実質収支1,023万9,042円。平成25年度公共下水道特別会計における歳入歳出決算額は、歳入4億6,551万8,000円(27.01%の減)、歳出4億3,016万1,000円(29.13%の減)となっております。翌年度繰越事業が2,511万8,000円で実質収支は1,023万9,000円となっております。

次の207ページをお願いします。2 歳入の状況でございます。歳入総額は、4億6,551万8,000円で前年度に比べ27.01%の減となっております。その主な要因は、普通建設事業に伴う国県補助金8,135万3,000円(42.40%)の減および町債9,090万円(69.02%)の減が挙げられます。

次の208ページをお願いします。3 歳出の状況でございます。歳出総額は、4億3,016万1,000円で前年度に比べ29.13%の減となっております。その主な要因は、普通建設事業(施設新設改良費)に伴う施設費1億3,758万5,000円(36.37%)の減が挙げられます。

平成25年度まで繰り越し工事が多々ありましたが、これからは繰り越しをなくすよう鋭意努力してまいりたいと思います。今後も水洗化向上に向けた啓蒙活動を行い、水道事業会計と一丸となって督促、催促、納付誓約などを行い、収入未済額の減及び消滅時効にならないよう努めてまいります。以上で説明を終わります。

○ 委員長 西平 一 これから質疑を行います。質疑ありませんか。仲間厚洋委員。

○ 委員 仲間厚洋 1点だけお尋ねいたします。209ページの各字別未納状況、これは平成21年度以前の未納分ですよね、合計155万4,596円。これについてはどの程度で回収を見込んでいるのか、お聞かせください。平成21年度以前ということになると、そろそろ時効の問題も発生してくるはずですので、その手当てについてきちんとやられているのかどうか、お願いいたします。

○ 委員長 西平 一 公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 10番 仲間委員にご説明いたします。

平成21年度以降のものについても、以前のものについては鋭意努力して頑張っていくしかありません。平成21年度以降のものについては鋭意努力して頑張っていくって、徴収していくように頑張っていくしかないと思います。平成21年度以前のは誓約書等とかとっているのがあったりしますので、それに基づいて徴収していきます。

○ 委員長 西平 一 仲間厚洋委員。

○ 委員 仲間厚洋 時効中断の手続は全て終了しているということですか。

○ 委員長 西平 一 公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 10番 仲間委員に説明します。

全てではないです。

- 委員長 西平 一 仲間厚洋委員。
- 委員 仲間厚洋 全てでないのであれば、その理由をちょっとお聞かせください。
- 委員長 西平 一 公営企業課長。
- 公営企業課長 宮城 忠 10番 仲間委員にご説明いたします。

全てできない理由は、死亡と移転等いろいろありまして、できない状態が続いています。死亡と転居、移転等がありまして、全てできない状況になっております。

- 委員長 西平 一 ほかに質疑ありませんか。喜納政樹委員。
- 委員 喜納政樹 それでは1点だけお伺いいたします。今の説明書209ページ、各字未納状況、平成25年度の未納状況がこれまでと比べてかなり多いんですが、これは何か理由があるのか、説明をお願いいたします。

- 委員長 西平 一 休憩いたします。 休 憩（午前11時19分）  
再開いたします。 再 開（午前11時28分）  
公営企業課長。

- 公営企業課長 宮城 忠 14番 喜納委員にご説明いたします。

おくらしている理由は大型事業所が月おくれで水道と一緒に下水道もやるんですけども、水道事業会計と下水道会計はちょっと月の締めが違うものですから、このおくれでそういうパーセンテージになっています。支払いはされていますけれども、この締めたときは66%ということになっております。

- 委員長 西平 一 休憩いたします。 休 憩（午前11時29分）  
再開いたします。 再 開（午前11時30分）  
喜納政樹委員。

- 委員 喜納政樹 わかりました。しっかりと未納がないように進めていただきたいと思います。以上です。

- 委員長 西平 一 ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号 平成25年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りします。

本案は、認定すべきものとしてご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 平成25年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定します。

日程第4．議案第40号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲榮眞 修** 議案第40号ですけれども、まず黄色い冊子、決算書でもってご説明いたします。284ページの次の表紙をめくっていただきたいと思います。後期高齢者の決算書の表紙をめくっていただきたいと思います。議案第40号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。平成26年9月26日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

では決算収支を申し上げます。299ページ、最後の1枚目になります。実質収支に関する調書、1. 歳入総額1億922万152円。2. 歳出総額1億856万2,283円。3. 歳入歳出差引額65万7,869円。4. 翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。5. 実質収支額65万7,869円となっております。

次に決算の概要につきまして、白い冊子、決算説明書でご説明いたします。217ページ、218ページをお開きください。まずご存じのとおり、後期高齢者医療制度では原則75歳以上の方が加入する医療保険制度でございます。後期高齢者医療広域連合におきまして、被保険者の認定や保険料の決定、医療費の給付などを行い、町ではその加入などの届け出や保険証の引き渡しなどの窓口業務、保険料の徴収業務を行っております。そのため217ページ、歳入科目におきましては、1款の後期高齢者医療保険料の科目で約5,100万円余り、そして6款の繰入金科目では5,600万円余りが保険料の軽減措置分という形になっておりまして、計の歳入決算額の約1億900万円余りのうち、この2つの科目の合計額が約1億700万円余りと、保険料関係科目でその大半を占めてございます。218ページをごらんください。218ページの歳出費目におきましても、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、これは後期高齢者医療広域連合への保険料を納付する費目でして、約1億700万円余りと歳入決算額、下のほうですが、約1億900万円余りのうちの大半を占めている決算状況となっております。

次に保険料の徴収状況についてご説明いたします。219ページをお願いします。上段のほうは現年度分の特別徴収保険料でございます。真ん中あたり調定額3,630万768円、右隣の収入済額3,630万768円、徴収率は100%となっております。下段のほうは現年度分の普通徴収保険料でございます。真ん中あたり調定額1,518万7,757円、右隣の収入済額1,494万2,307円、徴収率のほうは98.38%となっております。なお、収入未済額の24万5,450円は6名分でございますが、全員6月末で完納してございます。

次に220ページをお開きください。上段のほうに昨年度の普通徴収の滞納繰越分がございまして、真ん中あたり調定額3万1,939円、収入済額3万1,939円、徴収率は100%となっております。平成25年度決算におきまして、平成24年度以前の滞納繰越額はございません。以上で決算の概要説明を終わります。

○ **委員長 西平 一** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りします。

本案は、認定すべきものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定します。

日程第5. 議案第41号 平成25年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 議案第41号についてご説明いたします。

白い冊子の薄いほうでございます。めくっていただいて議案第41号 平成25年度本部町水道事業会計決算認定について。平成25年度本部町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法30条及び32条により議会の認定を求めます。平成26年9月26日提出、本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

次のページは目次となっております。その次の1ページ、2ページをお開きください。平成25年度本部町水道事業決算報告書、(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。第1款 水道事業収益、予算額合計4億951万1,000円、決算額4億1,450万37円。第1項 営業収益、予算額合計4億807万1,000円、決算額4億1,311万9,508円。第2項 営業外収益、予算額合計143万8,000円、決算額138万529円となっております。前年度と比較したところ水道使用量の収益増により収入の増額となっております。

次に支出でございますが、第1款 水道事業費用、予算額合計3億8,551万7,000円、決算額3億6,280万4,825円、第1項 営業費用、予算額合計3億3,646万8,000円、決算額3億2,064万3,103円。第2項 営業外費用、予算額合計4,149万7,000円、決算額3,834万5,965円。第3項 特別損失、予算額合計2,000円の費目存置に対し、決算額381万5,757円。第4項 予備費、予算額合計755万円、決算額ゼロ円となっております。特別損失の決算額については、今まで単年度の不納欠損処理を行っていましたが、例月監査で不納欠損処理の指摘を受けまして、公営企業課で検討したところ不納欠損処理を早期に処理していくために、年度別不納欠損予定表を作成しました。不納欠損の多い年度、平成11年度から平成19年度の9年度分を3年度分ずつ分けて、平均約400万円をまとめて処理していきます。平成25年度は平成11年度から平成13年度の3年度分、平成26年度は平成14年度から平成16年度の3年度分、平成27年度は平成17年度から平成19年度の3年度分、平成28年度は平成20年度からは不納欠損処理が少なくなりますので、平成20年度から平成23年度の4年度分としまして、平成29年度からは単年処理で処理していく計画を立てました。平成25年度は平成11年度から平成13年度の3年度分の不納欠損額378万7,388円と漏水等による水道料金の減免料2万8,369円となり、決算額381万5,750円となっております。

次の3ページ、4ページをお願いします。(2) 資本的収入及び支出の収入。第1款 資本的収入、予算額合計1億8,200万6,000円、決算額1億8,200万円。第1項 企業債、予算額合計

9,100万円、決算額9,100万円。第5項 補助金、予算額合計9,100万1,000円、決算額9,100万円。この企業債及び補助金は建設改良費、第4次拡張事業計画に基づき、伊豆味地区の老朽化した導水管、送水管、配水管の改修工事に伴う起債及び国庫補助金、補助基本額の2分の1でございます。

次に支出でございます。第1款 資本的支出、予算額合計2億7,660万3,000円、決算額2億7,469万1,702円。第1項 建設改良費、予算額合計1億8,557万円、決算額1億8,438万705円、この建設改良費は先ほど収入のほうでご説明しました伊豆味地区の工事費でございます。第2項 企業債償還金、予算額合計9,103万円、決算額9,031万997円となっております。

次の5ページ一番下の行の当年度未処分利益剰余金は2,888万1,441円となっております。平成25年度は2,800万円余りの黒字となりましたが、これからもおごらず督促、催促、納付誓約、または戸別訪問等を行い、水道事業会計として鋭意努力していきますので、よろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

○ 委員長 西平 一 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号 平成25年度本部町水道事業会計決算認定について、お諮りします。

本案は、認定すべきものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第41号 平成25年度本部町水道事業会計決算認定については、認定すべきものと決定します。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時47分)

再開いたします。

再 開 (午後1時30分)

日程第6. 議案第37号 平成25年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

○ 会計管理者兼会計課長 新里一成 平成25年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

黄色い冊子の決算書の2枚目をお願いいたします。議案第37号 平成25年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。平成25年度本部町一般会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。平成26年9月26日、本部町議会議長 島袋吉徳殿。本部町長 高良文雄。

内容については白い冊子の決算説明書で説明したいと思います。2ページをお開きください。

1 一般会計について。1) 平成25年度の決算収支の状況(総括)であります。①予算現額90億1,881万3,000円。②歳入総額83億1,757万6,614円。③歳出総額78億9,524万3,968円。④歳入歳出差引額4億2,233万2,646円。⑤翌年度に繰り越すべき財源8,703万6,000円。⑥実質収支3億3,529万6,646円となっております。下のほうを読み上げます。平成25年度における決算状況は、

実質収支は3億3,529万7,000円の黒字となり、単年度収支・実質単年度収支ともに黒字となっております。主な要因は、単年度収支は実質収支が対前年度7,926万7,000円の増によるものであり、実質単年度収支は積立金の増によるものであります。歳出においては、経常支出である義務的経費の抑制が図られ、財政状況改善に寄与しております。

次ページ以降の歳入歳出決算概要から、当町の財政状況は、平成20年度から改善傾向が継続しております。しかし、当町は財源が脆弱で、依存財源が8割弱を占めている団体であり、国の地方財政計画に大きく左右される状況であります。今後とも国の動向を注視し、補助金等を活用しながら行財政運営を行っていく必要があります。

次に3ページをお開きください。2)歳入の状況です。読み上げます。前年度と比較して3億8,002万6,000円(4.8%)の増であります。一般財源は、2億9,517万6,000円(6.8%)の増となり、地方交付税8,572万2,000円増及び財産収入1億7,733万5,000円増等が主な要因であります。特定財源は、8,485万円(2.4%)の増であります。その要因は、地方債において1億3,164万4,000円の減があるものの、沖縄振興特別推進交付金増等の影響から県支出金が1億3,181万3,000円の増、庁舎建設基金取り崩しによる繰入金1億1,366万9,000円の増によるものです。

次に5ページをお開きください。3)歳出の状況です。読み上げます。前年度と比較して2億6,907万6,000円(3.5%)の増であります。義務的経費は、1,311万6,000円(0.5%)の減となっております。その要因は、人件費は、職員減及び若年齢による638万円(0.7%)の減、扶助費は、身障福祉サービス事業等の増により7,172万9,000円(6.7%)の増、公債費は、7,846万5,000円(11.1%)の減によるものです。投資的経費は、1億3,235万1,000円(6.0%)の減となっております。その要因は、普通建設事業は、本部小学校等整備事業費が11億3,011万9,000円(76.7%)の減、北部広域ネットワーク事業費が3億2,808万4,000円の増、新庁舎建設事業費が4億4,416万1,000円の増、災害復旧費は皆減となっております。その他経費は、4億1,454万3,000円(15.5%)の増となっております。その要因は、補助費等が沖縄振興対策特別交付金事業等により1億2,978万4,000円(17.8%)の増、積立金1億9,078万7,000円(157.6%)の増によるものであります。総額では、前記により増加に転じた歳出の状況となりました。以上で平成25年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○ 委員長 西平 一 これから歳入について質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(午後1時36分)

再開いたします。

再開(午後1時39分)

総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 それでは議案第37号についてつけ加えて説明をいたします。

きょうお手元のほうに平成25年度決算の不用額一覧表をお配りいたしております。この表については款、項、目、節の不用額を載せております。右側のほうに使用残ということで、その不用額の主な事業の不用額の名称と金額を載せております。それでは順次歳入のほうからご説明いたします。歳入の1款 地方税、すみません、歳入のほうの昨年との比較はございませんが、主に



申し上げたいと思います。地方税について、町税については昨年より700万円余り増額になっております。その主な増は、固定資産税が平成24年度と比較いたしまして約1,200万円余り増額でございます。それからたばこ税が1,000万円余りの増額でございます。その他地方交付税を比較しますと、昨年より8,500万円余り増額になっております。なぜ増額になったかといいますと、特別地方交付税のほうで普通交付税のほうで4,000万円、特別地方交付税のほうで約4,500万円余りの増でございます。特別交付税については、主に一括交付金部分の町負担部分の措置部分が増になっている主な要因でございます。普通交付税については、これは国の予算の範囲内で交付していきますので、地方財政計画が昨年よりは若干大きくなっているという形だと考えられます。あと使用料が昨年よりは500万円余り増額になっております。それはほぼ町立保育所の使用料が500万円余り増額になって、それが主な原因で増額になっております。国庫支出金については、約5,000万円余りの減額でございます。これは先ほど申し述べていた普通建設事業、本部小学校校舎等の関連事業が減額になったのが主な要因で、そういう減額になっております。あと都道府県支出金は1億円余りの増額でございます。これは先ほども申しましたとおり、一括交付金部分の増が主な要因で県支出金のその部分がふえているということでございます。その他繰入金も先ほど申し述べたとおり、庁舎建設基金の取り崩しが1億円余り取り崩しておりますので、その部分が増額になったということでございます。

あと歳出のほうを若干説明いたします。1款 議会費については、約900万円余り増額になっておりますが、これは主に議員報酬の部分です。次、2款 総務費のほうは9億5,000万円余り増額になっております。これは新庁舎建設で約4億円余り、それと北部広域ネットワークで3億2,000万円余りの増がございます。それで総務費のほうは増額の歳出となっております。あと3款 民生費のほうは平成24年度とそんなに増減はございません。4款 衛生費については、6,000万円余りの増額がございます。その主な要因は、赤土流出防止事業、これは一括交付金の部分なんです、それで約2,000万円弱、2,000万円まではいかないんですが、その部分と、あと本部町・今帰仁村清掃組合負担金、平成25年度においてし尿処理施設を整備いたしましたので、その部分が約2,000万円余り、それが主な要因で6,000万円余り、合計では申し述べたのは4,000万円余りの増なんです、それを含めまして、6,000万円余りの増になっているということでございます。あと大きなものといまして、7款 商工費、約2億円弱増額になっております。ここでは増になったものについては、一括交付金の周遊観光実証事業が1,000万円余り、同じく一括交付金事業の観光プラットフォーム事業が2,300万円余りの増でございます。それと山百合普及事業が5,500万円余りの増でございます。伝統興業観光化事業が約2,000万円弱、そういうものが主な要因で約2億円まではいかないんですが、2億円弱の7款の増でございます。8款の土木費も約2億2,000万円余りの増額でございますが、一番大きな要因は、石川謝花線が1億9,000万円余りの増でございます、その部分で増額になっております。あと10款 教育費については約10億円の減額でございますが、これは先ほどから申し上げている本部小学校の校舎改築等の事業の減額によるものでございます。以上、簡単ではございますが、主な要因、昨年との比較をし

ながらの説明でございます。以上で説明を終わります。

○ 委員長 西平 一 再度、歳入について質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩（午後 1 時 47 分）

再開いたします。

再 開（午後 2 時 08 分）

ほかに質疑ありませんか。喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 それでは、きょう資料として渡された平成25年度の決算不用額一覧、その中からですが、この中に一括交付金事業がどの程度あって、金額がどの程度になるのか、その分に関しては、これは返還になるんですか、そこら辺をまず説明をお願いします。

○ 委員長 西平 一 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 喜納委員に説明します。

トータル幾らかということは今ちょっと計算はしていないんですが、この不用額のほうで書いているもので言いますと、赤土流出防止検討も一括交付金事業です。すみません、4款1項4目のです。それと6款1項3目13節委託料のもとぶ自産自消推進モデル、これも587万9,000円、その下の園芸農業防災施設整備事業もそうです。その下の特産品開発も378万円の不用額、あとジオパーク、伝統興業等がございますが、そういうものは一括交付金になっています。それは返還というよりは事業執行して後の不用額です。その部分は歳入として入ってこない。執行済みでこれだけ不用額が出たわけですから、ということになります。

○ 委員長 西平 一 喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 これだけの不用額があって、今年度の実質収支が3億3,529万6,000円ですか、実質収支比率が8.8%、去年が6.9%となっていますが、この実質収支比率8.8%というのは、この程度あればいいんですか、それともこれは高いんですか、低いんですか、県レベル。そしてこれは通常この程度でいいのか、それまで教えてください。

○ 委員長 西平 一 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 14番 喜納委員に説明いたします。

実質収支比率というのは高ければ高いほど、そういう金額が多くなるということです。ただ国から言われているのは、3%前後あれば妥当であろうと。今回、高いことは高いです。以上です。

○ 委員長 西平 一 喜納政樹委員。

○ 委員 喜納政樹 高ければ高くて、それだけ黒字になるということなんですけれども、しかし、これだけ事業執行していないという意味合いもとれます。なので適正な、平成21年度から見ているんですが、平成22年、平成23年、平成24年、平成25年、黒字とやはり7%、8%となっていますので、事業の執行と予算編成の面にも問われかねないものですから、そこら辺も含めて不用額もこれだけ問題もありますので、そこら辺はしっかりと執行していただきたいと思います。以上です。すみません、その答弁があれば答弁をお願いします。すみません。

○ 委員長 西平 一 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 14番 喜納委員に説明いたします。

委員がおっしゃるとおり、不用額と一括交付金、こういう不用額についても一括交付金の部分、非常に多いです。どういう体制で執行の部分を確認していかなければいけないのかということも十分、今後の検討課題として残っていると思います。ただ一括交付金、単年度、単年度でちょっと時間に追われている部分もあります。今後、徐々に一括交付金の中身、事業のあり方、どういう部分が事業として認められるのか、認められないのかということも徐々に年数を重ねてくると一括交付金については、ある程度はつきりしてくる部分があると思いますので、そういうことも勘案しながら、今後執行に十分注意を払いながらやっていきたいと考えております。

○ 委員長 西平 一 ほかに歳入の質疑ありませんか。仲間厚洋委員。

○ 委員 仲間厚洋 不納欠損についてなんですけれども、毎年、2,000万円内外出てきます。これはある意味、やむを得ない面もあると思うんですけれども、実際、不納欠損の中でやむを得ずやるものもありますよね、資産がないとか、死亡とか、転居とか、いろんなものがありますけれども、この中で時効にかかったものがありますか。これは毎年、同じことを聞くんですけれども、時効で不納欠損になった金額というのはどの程度あるんですか。それをお尋ねしたいんです。この1,600幾らの中で。あと死亡等による不納欠損ということもよく言われていますけれども、この相続にはかかわらないわけですか、この税金については。相続人がいないということなんですか、その1点。

○ 委員長 西平 一 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 10番 仲間委員に説明いたします。

不納欠損の内訳等になると思うんですけれども、町税の収入等の資料をまとめたものがありまして、手元にお配りしてある町税及び国民健康の収納に関する報告という4枚程度でつづつてあるものの資料があると思いますが、開いていただけますでしょうか。その中の一番後ろのほうに不納欠損の内訳というものを書いてございます。それを見ていただければと思います。4ページのほうですが、大丈夫でしょうか。先ほど時効になったものの不納欠損がありますかということでしたが、その資料の上の段の年計、右側のほうにあります不納欠損の理由として、地方税法の第15条の7と、町税法の第18条に分けて資料をつくってあります。そのうちの第18条という部分が5年時効にかかる部分の数字であります。先ほどの質疑の中の金額はどれぐらいあるのかということではありますが、18条で不納欠損しているのが、563万5,847円でございます。これにつきましては、理由としましては、先ほど少し触れてありましたが、相続人が不在であった者が全くそのまま手をつけられずに、5年が経過したということと、あと居所不明、本人を探したんですけれども、見つからなかったと。資産調査等ができずに、15条での判断ができなかったものとか、そういったものが5年時効にかかって、そのまま5年で不納欠損している部分であります。一部の中には滞納処分を実施したんですけれども、これまで平成22年以前の町税につきましては、なかなか滞納処分というののできていなかったものですから、膨大な数になりまして、その間に金額が大きいものから処理している間に着手できずに、一部が時効が成立したものとかが入っております。あと死亡者によるものの手続はどういうふうになっているかということでありま

すが、先ほど委員がおっしゃるとおり、相続人等がおりましたら、これも資産の相続もしかりな  
んですけれども、税の相続ももちろん相続人がいる場合は継承されますので、その分についても  
当然相続人指定などをして、手続をとっております。以上です。

○ 委員長 西平 一 仲間厚洋委員。

○ 委員 仲間厚洋 努力はしているけれども、いかんともしがたいというお話のように聞こえ  
ますけれども、どうしようもないものもあるんでしょうね。この相続人不存在というものなん  
ですけれども、この中で相続人不存在というのがどれぐらいあるのかわからないんですけれど  
も、毎年、こういった相続人不存在というものが出てくるんですけれども、そんなに多いん  
ですか、相続人不存在というものは。どの程度、不納欠損の中に相続人不存在というの  
があるんですか。

○ 委員長 西平 一 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 仲間委員のほうに説明いたします。

相続の手続がとられずに5年が経過したという件数自体は、そう多くはありません。ただ、申  
しわけないんですが、今、手元の資料では何件というのはお示しできないんですけれど  
も、18条の中の理由として、それも含まれていますということであります。実際には先ほど説明したよ  
うに、居所不明であるとか、資産調査ができなかったとか、あと着手したんですけれど  
も、一部時効が成立したものと、そういったもの等が主で、相続人の件数についてはそんな  
になかったと今、覚えております。もし資料が必要であれば、件数等は後でお示し  
したいと思います。

○ 委員長 西平 一 仲間厚洋委員。

○ 委員 仲間厚洋 資料はいいんですけれども、最後に1つだけ、この相続人不存在の  
場合に、そんなにめったにやることではないと思うんですけれども、相続人がいない  
なんてことは。仮にあったとして、その人の財産、資産が全くゼロの場合、当然こ  
こに入ってくると思うんですけれども、資産がある場合、どういう処理の仕方を  
していますか。

○ 委員長 西平 一 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 仲間委員に説明いたします。

相続人が全くいないと。ただ資産はありますということでありましたら、既に課税、も  
ちろん新しく発生するものについては、いけば持ち主がいないわけですから課税  
できません。この時点で課税停止がかかります。今おっしゃっているように、  
相続人がいない場合には、これは不納欠損するほかにございませ  
ん。以上です。

○ 委員長 西平 一 仲間厚洋委員。

○ 委員 仲間厚洋 資産がある場合どうしますかということです。

○ 委員長 西平 一 町税対策課長。

○ 町税対策課長 松本一也 資産がある場合もこの処分という、例えばその  
資産を売却して換価するということではできませんので、そのまま埋も  
れてしまうという形になります。

○ 委員長 西平 一 休憩いたします。

休 憩 (午後2時25分)

再開いたします。

再 開 (午後2時45分)

歳出についての質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号 平成25年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について、お諮りします。  
本案は、認定すべきものとしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第37号 平成25年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決定します。

これで本委員会に付託された事件は、全て終了しました。

これで決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時47分)

本部町議会委員会条例第27条第1項の規定に基づき署名する。

平成25年度決算審査特別委員会

委 員 長 西 平 一